

松江市再生可能エネルギービジョン策定支援業務委託

仕様書

1 業務委託名

松江市再生可能エネルギービジョン策定支援業務委託

2 業務の目的

松江市は令和3年3月に策定した「松江市環境基本計画」において、脱炭素社会（カーボンニュートラル）の実現を重点目標に掲げ、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入促進に取り組むこととしている。

国においては、次期エネルギー基本計画の策定にあたり、再エネを引き続き最大限導入を進めるものとして議論が進められている。

本業務は、県庁所在地としては唯一原子力発電所が所在することなどの本市の特性を踏まえ、今後一層の再エネの導入促進によりエネルギーの構造転換を図り、新たな産業分野の開拓、エネルギー学習等の推進、エネルギーに関する市民の理解促進と地域振興、防災など市民の安心・安全につなげることを目指し、市の再エネ普及・活用施策の基本方針となる「(仮称) 松江市再生可能エネルギービジョン」を策定するため、高い専門性と豊富な経験等を有する事業者へ策定支援を委託し、策定に係る事務を円滑に行うことを目的とする。

なお、本業務は、経済産業省「エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金」の補助制度により実施する事業である。

3 委託期間

契約締結の翌日から令和4年3月15日まで

4 委託業務内容

「(仮称) 松江市再生可能エネルギービジョン」策定のため、次の業務を行うものとする。

なお、次に掲げる業務は、策定にあたり必要と考えられる事項を示したものであり、受注者からの提案を踏まえ調整することとする。また、検討委員会における議論等により、策定の過程で変更が生じる場合がある。

(1) 「(仮称) 松江市再生可能エネルギービジョン」の作成支援

令和2年度に実施した「(仮称) 松江市再生可能エネルギー活用ビジョン」策定にかかる基礎調査の結果及び下記(2)のとおり開催する検討委員会での議論をふまえ、ビジョン素案等の作成を行う。作成するビジョン素案は、①基本方針、②主要施策、③目標指標、④実施計画で構成するものとする。

ア ビジョン案の作成時期及び検討委員会等のために必要とする部数

	作成時期	仕様	部数
素案	令和3年12月中旬	仕様は、プロポーザルの提案により決定する。	50部＋ 電子データ
最終案	令和4年2月上旬		50部＋ 電子データ

※検討委員会の説明用資料などに使用するもの。

イ 留意点

作成にあたっては、令和2年度に実施した「(仮称) 松江市再生可能エネルギー活用ビジョン」策定にかかる基礎調査結果の内容を反映させること。

(2) 松江市再生可能エネルギービジョン検討委員会の運営支援

ビジョンの策定にあたり、高等教育機関、民間団体等で構成する検討委員会を設置し、令和2年度の基礎調査結果をふまえビジョンの内容を議論する。この検討委員会の運営支援を行うもの。

業務受託者は上記会議に必要となる資料の作成を行うほか、会議に同席し議事録の作成を行い、会議で出された意見等を整理する。また、外部委員への謝金(委員長6,500円/回、その他5,500円/回)の支払事務を行うこととし、その費用は委託費に含めるものとする。

ア 委員数 : 10名程度(正副委員長、委員8名)

イ 開催回数 : 3~4回程度

第1回 令和2年度の基礎調査結果の報告及びビジョン策定に関する意見
取りまとめ

第2回 ビジョン素案の内容に関する意見取りまとめ

第3回 ビジョン最終案の内容に関する意見取りまとめ

第4回 ビジョンの決定

ウ 作成する議事録等

議事録(A4版2部及び電子データ)

委員会開催経過報告書(A4版2部及び電子データ)

(3) パブリックコメントの実施支援

ア パブリックコメント用資料の作成・印刷

- (ア) 実施時期 令和4年1月予定（素案または素案に修正を加えたもの）
- (イ) 実施場所 市役所情報公開室、各支所（8か所）
- (ウ) 納品方法 資料を印刷しファイルに綴じたものを納品すること。
- (エ) 納品場所 市政策部政策企画課

(4) 「(仮称) 松江市再生可能エネルギービジョン」の原稿作成、印刷製本

ア ビジョン本編の原稿作成、印刷及び製本

規格・仕様は、プロポーザルの提案を踏まえて調整する。

イ ビジョン概要版の原稿作成、印刷及び製本

(ア) 概要版

ビジョンの内容をまとめて分かりやすく掲載するもの。

規格・仕様は、プロポーザルの提案を踏まえて調整する。

(イ) 概要版 PR 用

市報や市ホームページに掲載し PR 用に使用するものであり、A4 版で 2～4 ページを想定する。

5 成果品（数量等）

(1) 松江市再生可能エネルギービジョン検討委員会 議事録

検討委員会開催経過報告書

紙ベース（A4 版）各 2 部及び電子データ

- (2) ビジョン（本編） 製本版 300 部、電子データ（pdf）
- (3) ビジョン（概要版） 製本版 300 部、電子データ（pdf）
- (4) ビジョン（概要版 PR 用） 印刷版 300 部、電子データ（word）

※納期は別途協議する。

6 注意事項

(1) 秘密の保持

受託者は、業務の内容、データの内容、その他契約履行により知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。この業務は履行期間の終了後または契約を解除した後にも存続するものとする。

(2) 個人情報の保護

- ア 受託者は、松江市個人情報保護条例を含む関係法令を遵守しなければならない。
- イ 受託者は、業務に係る個人情報（個人に関する情報であって特定の個人が識別され得るものをいう）の保護については、常に最善の注意を払わなければならない。
- ウ 受託者は、個人情報を改ざん、破損、滅失及び漏洩その他の事故から保護するため、必要な措置を講じなければならない。

(3) 再委託の禁止

受託者は、業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により本市の承諾を得たときは、この限りではない。

(4) 著作権その他知的財産権

- ア 当該業務の受託者は、制作、納品した制作物については松江市が広報及び広告活動等を行う場合、自由に使用できるよう、著作権法（昭和45年法律第48号）第18条から第20条に規定する著作権者の権利を行使しないこと。
- イ 受託者が有する著作権法第21条から第28条までに規定する権利は、納品とともに無償で委託者に譲渡すること。また、譲渡が難しい場合においては、委託者と協議の上、譲渡を行わないことができる。ただし、その場合においても、委託者の使用权及び改変を要求する権利は留保しておくこととする。
- ウ 受託者は、委託者に無償譲渡する前項の著作権法上の権利を、委託者以外の第三者に譲渡しないこと。
- エ 受託者は、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものでないことを保証すること。なお、制作物に使用する写真、文字等が受託者以外の者の著作物（以下「原著作物」という）である場合には、原著作者に説明し、承諾を得るなど必要な手続きを採った上で本業務にあたることとし、原著作物の原著作者と委託者との間に著作権上の紛争が生じないようにすること。
- オ 当該制作物が、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものであった場合、前項の手続きに不備があった場合その他受託者の責に帰する事由により原著作物の原著作者等と委託者等との間に紛争が生じた場合、これによって生じる責任の一切は、受託者が負うこと。
- カ 本市から提供する既存の情報については、著作権は本市に帰属するものとする。

7 その他留意事項等

- (1) 本市から提供を行った情報及び関係資料については、本委託業務を遂行するにあたって必要な範囲でのみ使用することとし、業務外・目的外での一切の使用を禁ずる。ま

た、業務終了後は速やかに返却し、全ての機器上から消去のうえ、その旨本市へ報告すること。

- (2) 本市の条例・規則を遵守し、本市にとって適切な成果及び納品物が得られるよう、本市の立場に立ち、業務を遂行すること。また、本業務における課題、業務の見直し等必要な事項について、積極的に提案を行うこと。
- (3) 業務の遂行にあたっては、本市との連絡・調整を密に行い、別途協議が必要と判断された場合は、協議により随時打ち合わせの場を設けるものとする。また、作業の進捗状況について定期的に報告をすること。
- (4) 業務完了後、受託者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された時は、松江市が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに要する経費は受託者の負担とする。
- (5) 受託者は、本業務における一切の事項において、新型コロナウイルス（COVID-19）をはじめとした感染症予防対策を徹底して講じ、事業を行うこと。また、感染症予防対策の観点において、実施が困難な業務については、必要に応じて本市と協議した上で、オンライン会議システムなどを活用して実施を行うこと。

8 本仕様書に定めのない事項への対応

本仕様書に疑義が生じたとき、または定めのない事項については、本市と受託者の協議によるものとする。

9 その他

- (1) 「(仮称) 松江市再生可能エネルギービジョン」策定について
別紙「策定における基本的な考え方」参照
- (2) 『(仮称) 松江市再生可能エネルギー活用ビジョン』策定にかかる基礎調査」について
令和2年度に実施済み。調査報告書については、市政策部政策企画課において閲覧することができる。